

区、町内会、自治会等 対象

令和8年度版

# 防犯カメラ設置事業補助金

皆さんの安全なまちを支えるため  
防犯カメラの設置を支援します



防犯カメラは適切に維持管理されて、最大限の効果を発揮します。申請の際は、設置費用だけでなく、設置後の維持管理も含め検討してください。

【お問い合わせ・お申し込み】

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目4-4番地

春日井市 総務部市民安全課 安全なまちづくり担当

電話：(0568) 85-6064 メール：anzen@city.kasugai.lg.jp

## 春日井市防犯カメラ設置補助事業

春日井市では、安全なまちづくりの一層の実現に向けて、犯罪抑止及び地域の防犯力の向上を図るため、区・町内会・自治会等が新たに設置する防犯カメラに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### ○対象団体

- (1) 市に届出されている区、町内会又は自治会
- (2) その他市長が認める団体

### ○補助要件

次の要件すべてを満たすことが必要です。

- (1) 主として道路、公園といった不特定多数の者が行き交う場所を半分以上撮影する防犯カメラであること
- (2) 防犯カメラの運用に係る規程を策定し、団体で独自に防犯カメラを購入して設置すること
- (3) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること
- (4) 防犯カメラ設置後に申請団体で維持管理をすること

※補助金の対象となった防犯カメラは、設置年度から3年は撤去や移設はできません。

### ○補助対象経費

防犯カメラの設置に必要な費用

- (1) 防犯カメラ本体（主に道路、公園といった不特定多数の者が行き交う場所を半分以上写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたカメラ）
- (2) 防犯カメラ設置工事費
- (3) 防犯カメラ撮影に係る調整費
- (4) 防犯カメラ設置を啓発する表示板製作・設置費
- (5) 申請書の添付書類のうち、防犯カメラ及び表示板の位置図、現況写真、防犯カメラの平面図及び撮影対象区域、見積明細書の写し、防犯カメラのカタログ等について、資料作成を業者委託した場合の費用

※防犯カメラの維持管理費（電気代、修理代等）、設置による地代及び占用料、操作のための指導料は対象となりません。

### ○補助金の額

防犯カメラの設置に必要な費用の2分の1、かつ、この補助金の交付を受けた年度以降3年度以内で、50万円が上限です。

また、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。 ※補助金の交付申請は、年度内1回限りです。

### ○提出先

春日井市役所4階 市民安全課 ※郵送・メールによる提出可

### ○申し込み期間

令和8年4月1日（水）から令和8年11月30日（月）まで（必着）

### ○その他

防犯カメラの設置・運用については、「春日井市公共的団体による防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参照してください。

防犯カメラは適切に維持管理されて、最大限の効果を発揮します。申請の際は、設置費用だけでなく、設置後の維持管理も含め検討してください。

## ○補助金申請手続きの流れ

### 1 補助金交付申請

所定の申請書に次の書類を添えて、申請してください。

- (1) 防犯カメラの設置を協議した団体の総会又は役員会の会議録の写し
- (2) 防犯カメラの撮影範囲に住居の全部又は一部が入る世帯主の同意書類の写し
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図、現況写真及び電柱に設置する場合は電柱番号が分かる写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 団体が定めた防犯カメラの運用に係る規程
- (6) 防犯カメラ管理責任者を特定するもの
- (7) 防犯カメラの購入、設置に係る見積明細書の写し
- (8) 購入を予定している防犯カメラのカタログ、表示板の仕様 等
- (9) その他（上記の提出が困難な場合や、必要事項の確認ができない場合は、その他の書類を提出していただく場合があります。）

※（1）～（8）は所定の様式はありませんので、任意の様式でかまいません。

※（3）、（4）の位置図及び平面図は、地図と一緒に記載いただいでかまいません。

**補助金の交付申請は、年度内1回限りです。**

### 2 交付決定・工事開始

申請内容の審査等を行い、適当と判断された場合は、補助金の交付決定を行いますので、交付決定後に申請内容に基づいて設置工事を開始してください。

### 3 実績報告・請求

補助事業の実績報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに所定の実績報告書に次の書類を添えて、提出してください。

- (1) 防犯カメラの購入及び設置に係る請求書（明細がわかるもの）及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び設置箇所の写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 設置場所を借用等する場合には地権者の同意書や許可書等の写し
- (5) 春日井市防犯カメラ設置事業補助金の請求書
- (6) その他（設置工事等の内容により追加書類を提出していただく場合があります。）

※（1）～（4）は所定の様式はありませんので、任意の様式でかまいません。

### 4 補助金の交付

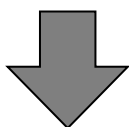
実績報告の内容について審査等を行い、交付決定の内容に適合する場合は、補助金確定通知書を送付するとともに、補助金を交付します。

# 補助金の申請から交付までの流れ

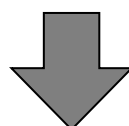
団体会防犯カメラの設置を協議・決定

## ① 補助金申請（令和8年11月30日（月）必着）

所定の申請書に添付書類を添えて市民安全課に提出



審査・交付決定



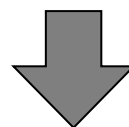
### ■添付書類■

- (1) 防犯カメラの設置を協議した団体の総会又は役員会の会議録の写し
- (2) 防犯カメラの撮影範囲に住居の全部又は一部が入る世帯主の同意書類の写し
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図、現況写真及び電柱に設置する場合は電柱番号が分かる写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 団体が定めた防犯カメラの運用に係る規程
- (6) 防犯カメラ管理責任者を特定するもの
- (7) 防犯カメラの購入、設置に係る見積明細書の写し
- (8) 購入を予定している防犯カメラのカタログ、表示板の仕様 等

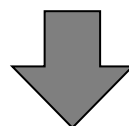
## ② 防犯カメラ設置工事・実績報告

実績報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出

所定の実績報告書に添付書類を添えて市民安全課に提出



審査・交付額の確定



### ■添付書類■

- (1) 防犯カメラの購入及び設置に係る請求書（明細がわかるもの）及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び設置箇所の写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 設置場所を借用等する場合には地権者の同意書や許可書等の写し
- (5) 春日井市防犯カメラ設置事業補助金の請求書

## ③ 補助金の請求、交付